平成27年	10月	昭和30年10月２日から昭和30年11月１日までに生まれた者	34,960	23,340	11,690	—	—	—	—	—
	11月	昭和30年11月２日から昭和30年12月１日までに生まれた者	46,530	34,960	23,340	11,690	—	—	—	—
	12月	昭和30年12月２日から昭和31年１月１日までに生まれた者	58,070	46,530	34,960	23,340	11,690	—	—	—
平成28年	１月	昭和31年１月２日から昭和31年２月１日までに生まれた者	69,570	58,070	46,530	34,960	23,340	11,690	—	—
	２月	昭和31年２月２日から昭和31年３月１日までに生まれた者	81,030	69,570	58,070	46,530	34,960	23,340	11,690	—
	３月	昭和31年３月２日から昭和31年４月１日までに生まれた者	92,460	81,030	69,570	58,070	46,530	34,960	23,340	11,690

別表第十五（第四条第一項関係）〔６月間の半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年７月から平成27年10月までの月
前　納　額	46,420円

別表第十六（第四条第二項関係）〔平成27年６月までの期間の全ての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　27　年			
	３月	４月	５月	６月
前　納　額	円 30,880	円 23,320	円 15,570	円 7,800

別表第十七（第四条第二項関係）〔平成28年３月までの期間の全ての半額保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　27　年						平　成　28　年		
	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前　納　額	円 69,290	円 61,690	円 54,070	円 46,420	円 38,750	円 31,050	円 23,320	円 15,570	円 7,800

別表第十八（第四条第三項関係）〔平成27年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平　成　27　年			
			３月	４月	５月	６月
平成	４月	昭和30年４月２日から昭和30年５月１日までに生まれた者	円 7,630	円 —	円 —	円 —
	５月	昭和30年５月２日から昭和30年６月１日までに生まれた者	15,400	7,800	—	—
27年	６月	昭和30年６月２日から昭和30年７月１日までに生まれた者	23,150	15,570	7,800	—
	７月	昭和30年７月２日から昭和30年８月１日までに生まれた者	30,880	23,320	15,570	7,800

別表第十九（第四条第三項関係）〔平成28年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての半額保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前　納　す　る　月							
			平　成　27　年						平成28年	
			７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
平成27年	８月	昭和30年８月２日から昭和30年９月１日までに生まれた者	円 7,800	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	９月	昭和30年９月２日から昭和30年10月１日までに生まれた者	15,570	7,800	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和30年10月２日から昭和30年11月１日までに生まれた者	23,320	15,570	7,800	—	—	—	—	—
	11月	昭和30年11月２日から昭和30年12月１日までに生まれた者	31,050	23,320	15,570	7,800	—	—	—	—
	12月	昭和30年12月２日から昭和31年１月１日までに生まれた者	38,750	31,050	23,320	15,570	7,800	—	—	—
平成28年	１月	昭和31年１月２日から昭和31年２月１日までに生まれた者	46,420	38,750	31,050	23,320	15,570	7,800	—	—
	２月	昭和31年２月２日から昭和31年３月１日までに生まれた者	54,070	46,420	38,750	31,050	23,320	15,570	7,800	—
	３月	昭和31年３月２日から昭和31年４月１日までに生まれた者	61,690	54,070	46,420	38,750	31,050	23,320	15,570	7,800

別表第二十（第五条第一項関係）〔６月間の四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年７月から平成27年10月までの月
前　納　額	23,210円

別表第二十一（第五条第二項関係）〔平成27年６月までの期間の全ての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平　成　27　年			
	３月	４月	５月	６月
前　納　額	円 15,430	円 11,660	円 7,790	円 3,900